



発行・編集：所沢市選挙管理委員会事務局 〒359-8501埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1 ☎04(2998)9259・FAX04(2998)9137
 所沢市ホームページ <https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

埼玉県知事選挙

投票日 8月6日(日)

告示日 7月20日(木)

埼玉県民の代表を選ぶ大切な選挙です。
 私たち一人ひとりの貴重な一票を大切にしましょう。

投票と開票

投票日時 8月6日(日)

午前7時～午後8時

開票日時 8月6日(日)

午後9時～

開票場所

所沢市民体育館
 (並木5-3)

所沢市で投票できる方

日本国籍を有する方で、次の2つの要件を備えていて、所沢市の選挙人名簿に登録されている方が投票できます。

年齢要件 平成17年8月7日までに生まれた方

住所要件 令和5年4月19日までに転入の届け出をして、引き続き所沢市の住民基本台帳に登録されている方

所沢市へ転入された方

県内の他市区町村から転入し、令和5年4月20日以降に所沢市へ転入の届け出をされた方は、まだ所沢市の選挙人名簿に登録されま

せん。県内の前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、その市区町村で投票できます。選挙人名簿の登録の有無については、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

所沢市から埼玉県内に転出された方

まだ所沢市の選挙人名簿に登録がある場合、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていない限り所沢市で投票できますので、次のいずれかの方法で投票してください。

- ① 投票当日、郵送された投票所入場整理券をお持ちになり、所沢市の指定の投票所で投票する。
- ② 告示日の翌日から投票日前日までの間に、所沢市の期日前投票所で投票する。
- ③ 不在者投票の手続きを行い、告示日の翌日から投票日前日までの間に、転出先の不在者投票所

で投票する。

郵送に日数がかかりますので、お早めにご請求ください。請求は告示日以前から受け付けます。

投票の際には、転出先及び転入先の市区町村長が発行する「引き続き埼玉県区域内に住所を有する旨の証明書」若しくは「住民票の写し」の提示又は引き続き埼玉県の区域内に住所を有する旨の確認の申請が必要です。

市内転居された方

令和5年6月30日までに所沢市内で転居の届け出をされた方は、新しい住所地の投票所で投票できます。令和5年7月1日以降に所沢市内で転居の届け出をされた方は、もとの住所地の投票所で投票してください。

投票できない方

令和5年4月20日以降に埼玉県外から所沢市へ転入の届け出をさ

れた方は、まだ所沢市の選挙人名簿に登録されていないため、所沢市では投票できません。また、投票日までに埼玉県外へ転出された方は、この選挙では投票できません。



◎投・開票速報や選挙全般の案内はインターネットで!

所沢市のホームページアドレス <https://www.city.tokorozawa.saitama.jp>



◎埼玉県のホームページでも投・開票速報をご覧いただけます。

埼玉県のホームページアドレス <https://www.pref.saitama.lg.jp/e1701/r5chijisenkyo.html>



～ 開票所へのお問い合わせはご遠慮ください～

期日前投票・不在者投票

投票日当日に、次のような理由で投票所に行くことができない見込みの方は、期日前投票や不在者投票ができます。

- ◆ 仕事に従事する方
- ◆ レジャーや買い物などの私用のため、ご自分の投票区の区域外へお出かけ、または滞在中の方
- ◆ 病気、けが、出産などにより歩くことが困難な方
- ◆ 天災または悪天候の場合

■期日前投票の方法

市内には、期日前投票所が2か所あります。郵送された投票所入場整理券の裏面の期日前投票宣言書(兼請求書)に必要事項を記入のうえ、お持ちください。

■期日前投票の時間

午前8時30分～午後8時

■期日前投票の会場・期間

会場により期間が異なりますので、ご注意ください。

◆ 所沢市役所市民ギャラリー (並木1-1-1)

7月21日(金)～8月5日(土)

※市役所駐車場は混み合うことがありますので、なるべく徒歩、自転車、公共交通機関でお越しください。

◆ 所沢駅東口市民ギャラリー (北秋津753-2 所沢中央病院南棟1階)

7月29日(土)～8月5日(土)

※駐輪場・駐車場がございませんのでご注意ください。



■不在者投票の方法

① 滞在地で投票する場合

市外の滞在が長期にわたる場合は、不在者投票宣言書(兼請求書)に必要事項を記入し、事前に所沢市選挙管理委員会に投票用紙などを請求(持参または郵送)してください。滞在地の選挙管理委員会にて投票することができます。

なお、郵送などの手続きに日数がかかりますので、お早めにご請求ください。宣言書は市ホームページからダウンロードできます。

◆ 所沢市に滞在する他の市区町村の方で、住所地の選挙管理委員会から投票用紙等を受領している場合は、市内の期日前投票所でも不在者投票をすることができます。

② 指定病院・介護施設などに入院・入所している方が投票する場合

院長や施設長に申し出て、その施設内で投票することができます。所沢市内では、下段の施設に入院・入所している方が投票できます。

③ 郵便による不在者投票

身体に重度の障害をお持ちの方のうち、次の方は、自宅等で投票用紙に記載して郵送することにより、不在者投票をすることができます。

【身体障害者手帳をお持ちの方】

- ◆ 両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級もしくは2級の方
- ◆ 心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害の程度が1級もしくは3級の方
- ◆ 免疫もしくは肝臓の障害の程度が1級から3級の方

【介護保険被保険者証をお持ちの方】

要介護状態区分が「要介護5」の方
◎申請手続きや該当する障害の程度など、詳細については選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。

■代理投票の方法

心身の故障その他の事由により、投票の意思があっても自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することができない場合は、投票所の係員に申し出てください。各投票所であらかじめ選任された補助者によって代理投票することができます。

また、期日前投票の場合でも代理投票ができますので、希望する方は係員に申し出てください。

所沢市内の不在者投票指定施設一覧

施設名	
所沢中央病院	ところの苑
西埼玉中央病院	所沢かがやきの里
所沢市市民医療センター	ブランシエール所沢
瀬戸病院	真和の森
防衛医科大学校病院	ケアカレッジ
所沢第一病院	亀鶴園
所沢リハビリテーション病院	康寿園
東所沢病院	亀令園
所沢ロイヤルの丘	ロイヤルの園
圏央所沢病院	所沢やすらぎの里
ケアステーション所沢	健寿園
エスポワール所沢	東所沢みどりの郷
明生リハビリテーション病院	千寿里
所沢慈光病院	本郷希望の丘
飛鳥野の里	レジデンシャル小手指 Sakura
ケアハウスロイヤルの園	さんどめ
ピアラ小手指	国立障害者リハビリテーションセンター
所沢けやき	大樹の丘

期日前投票は
午前8時30分から
午後8時まで



投票所入場整理券

投票所入場整理券は、世帯主の方に、世帯全員分を封書で郵送します。

投票所入場整理券は、投票所などをお知らせし、投票が円滑に行えるように配布しています。投票にお出かけになる前に、お名前をお確かめの上、ご自分の投票所入場整理券を投票所にお持ちください。

投票日当日は、投票所入場整理券に記載されている投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。

投票所入場整理券が届かない、または紛失した場合には、投票所や期日前投票所にお出かけの際、係員に申し出てください。選挙人名簿と対照し、ご本人と確認できれば、投票所入場整理券がなくても投票できます。

投票日に都合がつかないため、期日前投票を予定されている方は、ご自分の投票所入場整理券の裏面の期日前投票宣言書(請求書)に必要事項を記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。

選挙公報

選挙公報には、立候補者のプロフィールや政策が記載されています。受付終了後(7月21日午後5時以降)に印刷を開始し、ポスティング(ご自宅のポストに直接戸別配布)により8月4日までに配布します。なお、各まちづくりセンター及び各コミュニティセンターにも備え置きますので、ご覧ください。また、県ホームページからもご覧いただけます。

埼玉県知事選挙投票所一覧

投票所へお出かけの際は、投票所入場整理券に記載された投票所をご確認ください。

投票区	投票所名	投票区	投票所名	投票区	投票所名
1	日東会館	21	私立慈光幼稚園	42	こばと児童館
2	所沢まちづくりセンター	22	安松小学校 体育館	43	市立小手指公民館分館
3	ところ荘デイサービスセンター	23	養護老人ホーム亀鶴園	44	上新井小学校 体育館
4	明峰小学校 体育館	24	和田小学校 体育館	45	小手指中学校 体育館
5	旭町公民館	25	やなぎ児童館	46	椿峰コミュニティ会館本館
6	西所沢会館	26	柳瀬まちづくりセンター	47	上新井会館
7	星の宮会館	27	中新井自治会館	48	老人憩の家さくら荘
8	所沢市役所市民ギャラリー	28	並木まちづくりセンター	49	岩崎上町自治会館
9	県営武蔵野住宅集会所	29	中富南コミュニティセンター	50	山口まちづくりセンター
10	若松小学校 体育館	30	中富会館	51	上山口中学校 柔剣道場
11	プラザシティ新所沢けやき通り第2集会所	31	富岡小学校 体育館	52	山口小学校 体育館
12	向陽中学校 体育館	32	富岡まちづくりセンター	53	荒幡会館
13	新所沢まちづくりセンター	33	西富児童クラブ	54	吾妻まちづくりセンター
14	新所沢コミュニティセンター	34	宮前小学校 体育館	55	住吉会館
15	市立教育センター	35	東狭山ヶ丘第1会館	56	北秋津町内会館
16	ラク所沢	36	すみれ児童館	57	北秋津小学校 体育館
17	新所沢東まちづくりセンター	37	三ヶ島第1区集会所	58	特別養護老人ホームところの苑
18	西新井保育園	38	私立こでまり幼稚園	59	松が丘中央会館
19	松井まちづくりセンター	39	林小学校 体育館	60	柳瀬保育園
20	松井小学校 体育館	40	三ヶ島まちづくりセンター	61	デイサービスセンターとことこ
		41	小手指まちづくりセンター	62	北所沢保育園

投票所変更のお知らせ

下記の投票区は、前回（令和5年4月23日執行 所沢市議会議員一般選挙）と投票所が異なります。

第2投票区
所沢まちづくりセンター
(前は所沢小学校体育館)



第25投票区
やなぎ児童館
(前は東所沢小学校体育館)



第33投票区
西富児童クラブ
(前は西富小学校体育館)



第34投票区
宮前小学校体育館
(前は狭山ヶ丘中学校)



第45投票区
小手指中学校体育館
(前は小手指小学校体育館)



第48投票区
老人憩の家さくら荘
(前は泉小学校体育館)



第55投票区
住吉会館
(前は南小学校体育館)





選挙違反と罰則

- ◆選挙違反は「犯罪」として処罰の対象になっています。
- ◆候補者や選挙事務所関係者だけでなく有権者にも適用されます。

選挙違反（選挙犯罪）の例

買収罪	金銭、物品、供応接待などによる票の獲得や誘導。金銭などを実際に渡さなくても、約束するだけでも違反となります。また、買収に応じたり、買収を促したりした場合も処罰されます。
利害誘導罪	特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動者に対し、その者又はその者と関係のある団体（寺社、会社、学校、組合、市町村等）に対する寄附などの特殊の直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に成立します。また、利害誘導に応じたり、利害誘導を促した場合も処罰されます。
選挙妨害罪	有権者や候補者などへの暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書凶画の毀棄、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表、偽名による通信なども処罰されます。
投票に関する罪	詐欺の方法で選挙人名簿に登録させること、投票所での本人確認の際に虚偽の宣言をすること、投票を偽造しまたは増減すること、投票所又は開票所などで正当な理由なく、有権者が投票するのに指示したり勧誘したりして投票に干渉したり、また、投票内容を知ろうとすることなども処罰されます。

- ◆選挙違反を犯すと、罰金・禁固・懲役などの刑罰が科せられます。
- ◆それに加え、選挙権の停止などの措置もとられます。

選挙権・被選挙権の停止	選挙犯罪で刑罰（一定の場合を除く）を科せられた者は、一定の期間、選挙権・被選挙権が停止され、停止期間中は投票することも立候補することもできなくなります。
連座制	連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

- ◆少年が選挙犯罪等を犯した場合には、法律上、特別の扱いがあります。

満20歳未満の者が犯罪を犯した場合、通常、少年法により、懲役などの刑罰が科される刑事処分ではなく、少年院への送致などの保護処分が適用されることとなります。

一方、満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象となる場合（候補者の子による買収罪など）には、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則、保護処分ではなく刑事処分の対象になり、連座制も適用されることとなります。

なお、満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象とならない場合でも、家庭裁判所は、刑事処分の対象とすることができますが、それを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこととされています。

郵送された投票所入場整理券をお持ちのうえ、
余裕をもって投票所にお出かけください。

投票時間

午前7時から
午後8時まで